

第1号様式（第8条関係）

令和 8 年 4 月 1 日

東員町議会

議長 三宅耕三 様

東員町議会議員

島田 正彦



令和7年度 政務活動費に係る収支報告について

東員町議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項（第2項）の規定により、別紙のとおり令和7年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和7年度 政務活動費収支報告書

議員名 島田 正彦

1 収 入 政務活動費 120,000円

2 支 出 (単位:円)

科 目	支出額	備 考
調査研究費		
研 修 費	92,100	研修に伴う研修費・交通費及び宿泊費
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費	9,020	書籍購入費
広 報 費		
事 務 費		
合 計	101,120	

3 残 額

18,880 円

注) 備考欄には、主たる支出内訳を記載する。

参考様式 2

領 収 書 等 添 付 一 覧 (令和7年度)

使途項目	研修費		
年 月 日	支 出 内 容	支 出 額	整理番号
R7・10/28	宿泊代（新幹線代に含む）	35,300 円	1
R7・10/28	交通費 高速バス 笹尾東⇔名古屋	2,780 円	1
R7・10/29	セミナー受講料	25,000 円	2
R8・1/10	交通費 新幹線	11,420 円	3
R8・2/10	交通費 高速バス 笹尾東⇒名古屋	1,390 円	3
R8・2/10	交通費 電車 名古屋⇒桑名	530 円	3
R8・2/10	交通費 バス 桑名⇒笹尾東	680 円	3
R8・2/10	セミナー受講料	15,000 円	4
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
合 計		92,100 円	

※ 支出にかかる領収書等の貼付にあたり、添付事項を一覧に整理し、「領収書等貼付用紙」の表紙として活用してください。

参考様式 4

使途項目	研修費	整理番号	1
------	-----	------	---

活動旅費明細書(令和7年度)

議員名 島田 正彦

研修事項: 議員の政治倫理・学校におけるいじめの防止や調査・対応について

目的地: 東京

期 間: 令和7年11月4日から 令和7年11月5日 (2 日間)

(1) 交通費 38,080 円

(交通費内訳)

日程	区 間	交通手段	交 通 費
R7・11/4・5	名古屋⇒東京	新幹線	35,300 円
〃	笹尾東⇒名古屋バスセンター	三重交通 高速バス	2,780 円
			円
			円
合計			38,080 円

(2) 宿泊費 円 新幹線代に含む

(宿泊内訳) 実費 円× 泊

(実費の上限は、14,800円)

合 計 38,080 円

注意 交通費及び宿泊費の算出については、東員町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定を準用する。(日当は含めない。)

参考様式 1 領 収 書 等 貼 付 用 紙 (令和 7 年度)

使 途 項 目	研修費
参考様式 2 の「整理番号」	1 *使途項目ごとに「整理番号」を杯盤する
領収書・その他証拠書類 貼付欄 (支出年月日) 令和 7 年 10 月 28 日	

領 収 証

領収No. 2226
発行日 2025年10月28日

島田正彦 様

近畿日本ツーリスト株式会社
桑名店
登録番号 T2010001187437



下記金額正に領収いたしました。

〒511-0863
三重県桑名市新西方 1 - 2 2
イオンモール桑名 1 番街アंक専門店街 1 F
TEL : 0594-24-5141

合計金額 ¥35,300※



但し書き

11/4 発 研修時交通費・宿泊代金として

使 途	研修時交通費・宿泊代
按分率等 (按分の支出の場合)	
そ の 他	

参考様式 1 領 収 書 等 貼 付 用 紙 (令和 7 年度)

使 途 項 目	研修費
参考様式 2 の「整理番号」	2 *使途項目ごとに「整理番号」を杯盤する

領収書・その他証拠書類 貼付欄 (支出年月日) 令和 7 年 10 月 29 日

領収証

No. _____

令和 7 年 10 月 29 日

島田 正彦 様

金 額 ¥25,000

但 11月4日午後・5日午前 セミナー受講料として
上記正に領収いたしました

収入印紙

〒112-0011
東京都文京区千石2-34-6
株式会社 廣瀬行政研究所
登録番号 T2011001095530

係

内

消費税等

現金

※ 領収書等は、重ねずに貼ってください。
また、本用紙 1 枚に貼れない場合は、複数枚に貼ってください。

使 途	セミナー受講料
按 分 率 等 (按分の支出の場合)	
そ の 他	

SNS時代の 政治倫理と ネットリテラシー

11月5日(水)

in 東京

◇10:00～13:00

議員が守るべき政治倫理

1. 政治倫理とは
2. 政治倫理を規制する
 メリット・デメリット
3. 政治倫理条例における
 規制項目
4. 政治倫理の対象
5. 政治倫理違反への罰則と
 その限界
6. 政治倫理審査会の構成と権限
7. 調査請求権の考え方
8. 問責制度
9. 資産公開制度との関係
10. その他

◇14:00～17:00

議員に求められる ネットリテラシー

1. 議会・議員による
 SNS発信の現状と課題
2. SNSによる政治倫理違反
 の実例
3. 違法性・適切でない
 SNSによる発信
4. 炎上した場合の対処方法
5. 不適切なSNS発信に対する
 議会としての対応



講師：廣瀬 和彦

【(株)廣瀬行政研究所代表取締役・元全国市議会議長会法制参事】

慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程卒。明治大学法学部卒。明治大学政経学部講師・明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科講師等として活躍。著書は、「Q & A 議会運営ハンドブック」「地方議員ハンドブック」「政務調査費ハンドブック」(すべてぎょうせい) など多数。

(株)廣瀬行政研究所

子どもの権利が 保障された 学童保育のために

同時開催！
オンラインセミナー

学童保育
11月4日(火)
in 東京



講師：石原剛志【静岡大学教育学部教授】

1969年愛知県生まれ。静岡大学教授(研究テーマ:子どもの権利や保育、福祉)。
名古屋大学大学院教育科学研究科博士課程満期退学。

主な著書に、日本学童保育学会編『現代日本の学童保育』(旬報社、2012年)、
同編『学童保育研究の課題と展望』(明誠書林、2021年)。

現在、石原剛志編『編集復刻版 学童保育関係資料集成』(全16巻、六花出版)を8巻
まで刊行中。『日本の学童ほいく(月刊)』誌に、「講座 学童保育の歴史に学び、未
来を拓く」を連載中(2025年9月号までの予定)。

10:00~13:00 学童保育を必要とする社会・家族・労働の変動

1. 発展途上の学童保育（放課後児童クラブ）の制度
 - (1)法制化されて、まだ20数年
 - (2)留守番させられている子ども、上の学年から退所
 - (3)市町村によってあまりに違う（保育制度との違い）
 - (4)大規模、安全・安心できる場所ではないことも
 - (5)専門職としての待遇・養成・研修が未確立
 - (6)管理主義的ルールで子どもの意見が軽視された現場も
 - (7)運営委託された法人へ公的財源の使途への監査なし？
 - (8)小さな法人の参入が難しい。
2. それでも優れた学童保育実践は蓄積されてきた
 - (1)各地の出版された学童保育実践の本から学ぶ

14:00~17:00 学校におけるいじめの防止や調査・対応

1. いじめ：今・昔、SNS・ネットいじめ
2. いじめを認知するむづかしさ・見えにくさ
3. いじめ防止対策推進法（2013）と「ガイドライン」
4. いじめの定義の問題：推進法の定義と一般的な理解とのズレ
5. いじめの「重大事態」と調査委員会
6. 学校と自治体・教育委員会・いわゆる第三者委員
7. 子どもの命・尊厳を守るために

(株)廣瀬行政研究所

〔政務活動費の手引き P10 (2)〕

令和 8 年 4 月 1 日

東員町議会

議長 三宅 耕三 様

東員町議会議員 島田 正彦

研修報告書〔政務活動費充当研修〕

研修期間	令和 7 年 1 1 月 4 日 (火) ～ 1 1 月 5 日 (水) 【 2 日間】
研修（視察）先	東京都としま区民センター
目的（テーマ等）	*議員が守るべき政治倫理 *学校におけるいじめの防止や調査・対応
参加議員名 (複数の場合記入)	
資料添付の有無	無

※ 研修概要、内容、所感などは、次ページにご記入ください。

様式1〔申し合わせ事項〕：【委員会、全協：共通様式】

〔氏名： 島田 正彦 〕

学校におけるいじめの防止や調査・対応について研修を受講した。

いじめについては2013年（いじめ防止対策推進法）が施行されて12年が経過した。

児童等にいじめを行ってはならないと学校・国・地方公共団体・教職員保護者に責務を定めたものである。

いじめの定義とは①一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為で心身の苦痛を感じているもの。

③ 自分より弱いものに対して一方的攻撃を加え相手が深刻な苦痛を感じている（身体的、心理的攻撃）としている。

にも拘らず、いじめ認知数は年々増加傾向が続いている。

少しでも早くいじめの兆候を発見し早期改善を目指し基準のハードルを下げたことも増加の要因となっていることも否めない。

2024年全国いじめ認知件数のデータでは

小学校 61万612件 (+21682件)

中学校 13万5865件 (+1362件)

高校 1万8891件 (+1280件)

特別支援学校 3654件 (+330件)

TOTAL 21万2020件 (+36454)

2024年三重県でのいじめ認知件数のデータでは

公立小・中・高校・特別支援学校6026件で

小▽2・1% 中▽16% 高校+8・3% 特別支援▽5・9%

となっている。全国的にはいじめ認知件数が増の傾向にあるのに対して三重県内においては微減傾向に転じている。

ちなみに全国2024年度の児童の自殺者は

小学生15人・中学性163人・高校生351人（合計529人）前年対比で16人も増加している。全ていじめが要因とは断定はできないが、重大事態の先にはこの様な現象がある事も忘れてはならない。

いじめには不透明な部分も多く、根絶を目指すなら学校での早期発見とその対応、相談窓口の活用、家庭、地域との連携、そして社会全体の意識の改革が不可欠です。

すべての人々が（いじめを絶対許さない）という強い認識を持って被害者を守りぬくという姿勢が重要であると痛感した

様式 1【申し合わせ事項】：【委員会、全協：共通様式】

〔氏名： 島田 正彦 〕

議員が守るべき政治倫理のテーマで廣瀬和彦氏より講義を受ける。

当町において議員倫理条例は2010年2月の議会臨時会において全会一致で可決された。

その目的は町政の担い手である議員が、町民の厳粛な信託を受けたものである事を認識し、町民全体の代表者として人格と倫理の向上に努め権限や地位による影響力を不正に行使して、特定の利益を図ることのない様に必要な措置を定め、議会に対する町民の信頼に応えるものとするとの事である。

最近全国では議員によるセクハラ、ハラスメント、不適切発言、学歴詐称など議員の資質が問われる問題が多く発生し由々しき状況になっている。

【議員に関する規程の憲法 12 条）において

○すべての公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではない。

また【地方自治法 89 条】においては

○議会の議員は住民の付託を受け誠実にその職務を行わなければならないと記されている。

全国での政治倫理条例制定は926町村の中で360町村が制定されている。(38.9%)。しかしまだ60%強の町村では制定には至っていない。この数字は議会基本条例の達成率42.5%よりも低い数値となっている。廣瀬講師からは全国で発生している倫理条例違反の市議会を分析し説明を受けた。その数の多さに驚いた！

議員としての心構えは当然であるが、その前に人として生きてくうえでの倫理とは何であるか深く洞察する必要がある。

生きていく以上人とのかかわりは避けられない。令和7年度ハラスメント条例を制定した町議会議員の一人として、人との触れ合いの中での言葉とか態度などに、も一度しっかりと配慮したい。

この条例が仏作って魂入れずにならぬ様に

参考様式 4

使途項目	研修費	整理番号	3
------	-----	------	---

活 動 旅 費 明 細 書 (令和7年度)

議員名 島田 正彦

研修事項：インフラ老朽化の課題

目 的 地： 京都

期 間： 令和8年2月10日から 令和8年2月10日 (1 日間)

(1) 交通費 14,020 円

(交通費内訳)

日程	区 間	交通手段	交 通 費
R8・2/10	名古屋⇄京都	新幹線	11,420 円
〃	笹尾東⇒名古屋バスセンター	三重交通 高速バス	1,390 円
〃	名古屋⇒桑名	電車	530 円
〃	桑名⇒笹尾	バス	680 円
合計			14,020 円

(2) 宿泊費 円 新幹線代に含む

(宿泊内訳) 実費 円× 泊

(実費の上限は、14,800円)

合 計 14,020 円

注意 交通費及び宿泊費の算出については、東員町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定を準用する。(日当は含めない。)

参考様式 1 領 収 書 等 貼 付 用 紙 (令和 7 年度)

使 途 項 目	研修費
参考様式 2 の「整理番号」	3 *使途項目ごとに「整理番号」を杯盤する
領収書・その所記加書類 貼付欄 (右山左日口) 令和 7 年 1 月 10 日	

領 収 証

領収No. 2393
発行日 2026年01月10日

島田 正彦 様

近畿日本ツーリスト株式会社
桑名店
登録番号 T2010001187437



下記金額正に領収いたしました。

〒511-0863
三重県桑名市新西方 1-2-2
イオンモール桑名 1 番街アंक専門店街 1 F
TEL : 0594-24-5141

合計金額 ¥11,420※

※ 領収書等は、重ねずに貼ってください。
また、本用紙 1 枚に貼れない場合は、複数枚に貼ってください。

使 途	交通費
按分率等 (按分の支出の場合)	
そ の 他	

参考様式 1 領 収 書 等 貼 付 用 紙 (令和 7 年度)

使 途 項 目	研修費
参考様式 2 の「整理番号」	4 *使途項目ごとに「整理番号」を杯盤する

領収書・その他証拠書類 貼付欄 (古田年日口) 令和 7 年 2 月 10 日

領 収 証 2026 年 2 月 10 日

島田正彦 様

★ ￥15,000

但 2026/2/10(火)13時半～森講師【京都】インフラ老朽化の課題

研修会受講代として
上記正に領収いたしました

地方議員研究会
〒221-0042
神奈川県横浜市神奈川区清見町362-28
TEL 050-1089-9835

※ 領収書等は、重ねずに貼ってください。
また、本用紙 1 枚に貼れない場合は、複数枚に貼ってください。

使 途	セミナー受講料
按分率等 (按分の支出の場合)	
そ の 他	

〔政務活動費の手引き P10 (2)〕

令和 8 年 4 月 1 日

東員町議会

議長 三宅 耕三 様

東員町議会議員 島田 正彦



研修報告書〔政務活動費充当研修〕

研修期間	令和8年 2 月 10日 (火) ～ 2月 10日 (火)【 1 日間】
研修（視察）先	京都 JA ビル
目的（テーマ等）	公共施設特別講座・インフラ老朽化の課題
参加議員名 (複数の場合記入)	伊藤議員・南部議員・大崎議員・大谷議員
資料添付の有無	無

※ 研修概要、内容、所感などは、次ページにご記入ください。

様式 1〔申し合わせ事項〕：【委員会、全協：共通様式】

〔氏名： 島田 正彦 〕

2月10日立命館大学教授 森裕之氏より【インフラ老朽化の課題】というテーマで受講する。

わが国では1960年～1970年の急速な経済成長に伴い、多くのインフラが建設された。それらの多くは50年の耐用年数を迎え、安全性への懸念が高まっている。国として、これらのインフラを今後30年間安全に維持していくために事後保全とすれば約280兆円かかるが、長寿命化など予防保全とすれば約190兆円となる。どちらにせよ莫大な費用が掛かるのは否めない。

その対策手段としては下記の6点が考えられる。

- ① 施設・設備マネジメント⇒台帳整備、点検管理、施設整備計画
財政計画の策定
- ② 広域化・共同化⇒ スケールメリットによる経費削減、技術職員の確保、体制の強化
- ③ 補助金の活用⇒ 防災、安全交付金、水道施設整備費補助金等
- ④ 人材確保⇒ 退職者の再雇用、民間企業の活用
- ⑤ 維持管理・更新の効率化⇒ AIの活用、予防保全
- ⑥ 施設・設備の縮減⇒ インフラの統廃合、自治体間のインフラ統合

全国では上記の方法など色々な試みをなされてはいるが、手段を講じるためにかかる経費も高額で、ためらう自治体も多いのが現状である。全国的に少子高齢化などが急速に進む中、税収などの大幅減になる現状ではインフラ等は従来通りの維持・更新することが難しくなっている。当町の財政面においても40年を経過している施設も多いが、これらを速やかに改修していくには第一中学校建設費など大きな出費等の課題も山積している。これからはスクラップアンドビルドのような高度経済成長期のような状況にはないので、以前に町民プールを閉鎖したように、スクラップのような施設も出てくるのではないかと。近隣であるいなべ市、桑名市との連携を深め、互いの公共施設を利用し合えるような協定を結び、公共施設等への出費の軽減を図ることが何よりも重要と考えます。

友の会 特別価格 1講座1,000円

4講座申し込みの先着5団体は、レジュメで取り上げます

公共施設特別講座

東京・京都

2026

1/15 木 東京 2/9 月 京都

10:00~12:30

公共施設問題の基礎

- 自治体の施設の全容把握
- 長寿命化と老朽化問題
- 自分の街の老朽化状況の把握
- 各地の公共施設マネジメント事例

13:30~16:00

学校統廃合と公共施設問題

- 学校老朽化の問題点
- こどもの人口と学校施設
- 公共施設の大半は学校施設
- 避けて通れない学校統廃合のリアル

2026

1/16 金 東京 2/10 火 京都

10:00~12:30

公共施設更新費用と財政的な視点

- 将来の費用と財政的な視点
- 国が用意している財政措置の理解
- いま考えないと街が破綻する
- 自分の街の状況を
類似団体と比較してみる

13:30~16:00

インフラ老朽化の課題

- 水道管や道路の老朽化問題
- 災害から学ぶインフラ政策
- インフラ政策のリアル
- 人口減少時代に考えるべき
都市政策と国の方向性



もり ひろあき

森 裕之 立命館大学政策科学部教授、博士（政策科学）

〔略歴〕1967年大阪府生まれ。大阪市立大学商学部、同大学院経営学研究科後期博士課程中退後、高知大学助手。その後、高知大学専任講師、大阪教育大学専任講師・助教授を経て、2003年から立命館大学政策科学部助教授。2009年より同教授。財政学とくに地方財政と公共事業を専攻。また、社会的災害（アスベスト問題など）についても公共政策論としての立場から考察。

〔著書〕公共事業改革論（有斐閣、2008年）

共著：施設・地域主権改革と地方財政（自治体研究社、2010年）、地域共創と政策科学（晃洋書房、2011年）

〔論文・研究発表〕「国土強靱化」の財政と地域政策（2013年）社会資本の老朽化問題（2012年）

公共事業と一括交付金（2012年）等

参考様式 2

領 収 書 等 添 付 一 覧 (令和7年度)

使途項目	資料購入費		
年 月 日	支 出 内 容	支 出 額	整理番号
R7・12/28	書籍購入費	1,650 円	1
R8・1/14	書籍購入費	1,430 円	2
R8・1/24	書籍購入費	4,400 円	3
R8・3/7	書籍購入費	1,540 円	4
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
合 計		9,020 円	

※ 支出にかかる領収書等の貼付にあたり、添付事項を一覧に整理し、「領収書等貼付用紙」の表紙として活用してください。

参考様式 1 領 収 書 等 貼 付 用 紙 (令和 7 年度)

使 途 項 目	資料購入費
参考様式 2 の「整理番号」	1 *使途項目ごとに「整理番号」を杯盤する
領収書・その他証拠書類 貼付欄 (支出年月日) 令和 7 年 12 月 28 日	

島田 正彦 領 収 証 様 2025年12月28日(日)

¥1,650-

上記正に領収しました(消費税等 ¥150-を含みます)

超 ファシリ テーションカ 株式会社未来屋書店 東京店 TEL070-1598-7876

担当者 0004-0468-6857

※保管上のお願ひ
財布等で保管戴く場合、印刷面を内側に折って保管願ひます。



※ 領収書等は、重ねずに貼ってくだ
また、本用紙 1 枚に貼れない場合

使 途	書籍購入費
按 分 率 等 (按分の支出の場合)	
そ の 他	

参考様式 1 領 収 書 等 貼 付 用 紙 (令和 7 年度)

使 途 項 目	資料購入費
参考様式 2 の「整理番号」	2 * 使途項目ごとに「整理番号」を杯盤する

領収書・その他証拠書類 貼付欄

2026年 1月14日(水)

領 収 証 様

島田正彦

¥1,430-

上記正に領収しました(消費税等

¥130-を含みます)

ひきよ

ビズネス文書のつくり方がわかる本

株式会社未来屋書店
東員店

TEL070-1598-7876

担当者

0004-

※保管上のお願
財布等で保管戴く場合、印刷面を内側に折って保管願います。

仕事は文書で決まる!

永山高昭

一瞬で伝える 85 のテクニック

読み手を具体的にイメージする

伝えたいことは最初に示す

ワンバストを推進しよう

ツさえつかめば、

改善例つきで
よくわかる

つと「伝わる」!

シリーズ累計

※ 領収書等は、重ねずに貼って

また、本用紙 1 枚に貼れない場合

使 途	書籍購入費
按分率等 (按分の支出の場合)	
そ の 他	

参考様式 1 領 収 書 等 貼 付 用 紙 (令和 7 年度)

使 途 項 目	資料購入費
参考様式 2 の「整理番号」	3 *使途項目ごとに「整理番号」を杯盤する

領 収 証

NO. 0117-72-007365

年 1 月 24 日

2026年01月24日

島田 正彦 様

¥4,400-

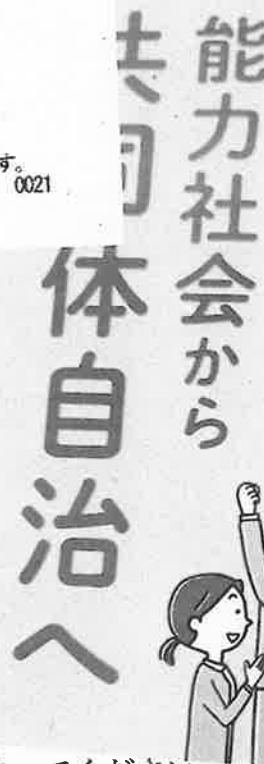
能力社会から共同体自治へ
但。デ-7で読本 地域再生3.0

内訳 10%対象 税込金額 ¥4,400- 内消費税 ¥400-

上記正に領収致しました

支払内訳
現金等:
外/ト:
その他:

¥0- 株式会社 三洋堂書店 登録番号 T3180001105050
¥4,400- 星川店 TEL 0594-33-1634 この紙は感熱紙を使用しております。
¥0- 本社 名古屋市瑞穂区新開町18番22号 保管にはご注意ください。 0021



また、本用紙 1 枚に貼れない場合は、複数枚に貼ってください。

使 途	書籍購入費
按分率等 (按分の支出の場合)	
そ の 他	

参考様式 1 領 収 書 等 貼 付 用 紙 (令和 7 年度)

使 途 項 目	資料購入費
参考様式 2 の「整理番号」	4 *使途項目ごとに「整理番号」を杯盤する
領収書・その他証拠書類 貼付欄 (支出年月日) 令和 8 年 3 月 7 日	

2026年 3月 7日(土)

領 収 証 様

¥1,540-

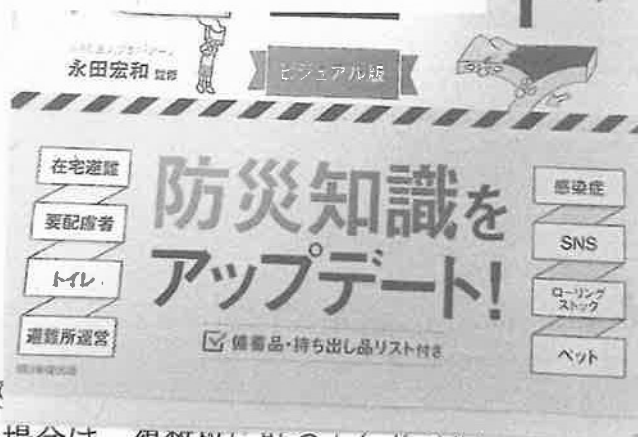
上記正に領収しました(消費税等 ¥140-を含みます)

株式会社未来屋書店 東員店
TEL070-1598-7876

担当者 [REDACTED] 0001-1137-0815

※保管上のお願
財布等で保管戴く場合、印面を内側に折って保管願います。

いのちを守る
の本



※ 領収書等は、重ねずに貼って
また、本用紙 1 枚に貼れない場合は、複数枚に貼つくにご注意。

使 途	書籍購入費
按分率等 (按分の支出の場合)	
そ の 他	